

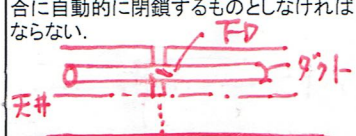
13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20061	防火区画	面積区画(耐火建築物)	防火区画は、火災の拡大を抑止する等のため、「建築物の用途、構造、階数等に応じた床面積による区画」、「階段室等の堅穴部分の区画」、「建築物の部分で用途が異なる場合の当該境界での区画」等について規定されている。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画(1項、4項、5項)、②高層区画(7～10項)、③堅穴区画(11～15項)、④異種用途区画(18項)の4種類がある。 ①② → 床面積による区画	○
22082	防火区画	面積区画緩和(スプリンクラー緩和)	主要構造部を耐火構造とした建築物で、自動式のスプリンクラー設備を設けたものについては、床面積の合計に応じて区画すべき防火区画の規定が緩和される。 1,000 1,000 700 A B C	「令112条」に「防火区画における面積区画」についてについて載っており、その「1項」にカッコ書きで「スプリンクラー設備等で自動式のもの」を設けた場合、床面積の1/2を除く。(区画面積を2倍にしてよい)とわかる。例えば自動式のスプリンクラー設備を設けた「500㎡区画」の場合には、「500㎡×2=1,000㎡」ごとに区画すればすむ。(通称:スプリンクラー緩和)。また、「以下この条について同じ」とあるため、「令112条全体」(防火区画制限すべて)において、この「スプリンクラー緩和」は適用される。 B スプリンクラー - $1,000 \div 2 = 500$ A+B ≤ C A, B, C スプリンクラー - $2,700 \div 2 = 1,350$ A ≤ B+C	○
02012	防火区画	特定防火設備	防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。	「令112条1項」のカッコ書きより「特定防火設備」とは、令109条に規定する防火設備のうち、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、①大臣構造のもの、②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当するものをいう。とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「18011」「25014」の類似問題です。) 両面1時間	○
01061	防火区画	高層区画(100㎡区画)	地上15階建ての事務所の15階部分で、当該階の床面積の合計が300㎡のものは、原則として、床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、「11階以上の部分」でその階の床面積の合計が100㎡を超える場合、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。とわかる。(この問題は、コード「28061」の類似問題です。) 原則! 面積区画 1時間準耐火、高層区画 耐火	○
26083	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上12階建ての病院において、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめた上で、最上階については、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料として床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画した。 ↑ 検証法関係なし。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。問題文には、「仕上げ・下地共に準不燃材料」とあるため、「令112条8項」より、「床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すれば足りる。」とわかる(通称:準不燃200㎡緩和)。また「令129条の2」より、全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめた場合、令112条7項の規定は適用除外となる。 各の条件の言い回し確認。悩まず覚えてほしい。	○
30061	防火区画	堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800㎡、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」より、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物における階段等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。 原則! 意外と難解登文。	○
03074	防火区画	堅穴区画	延べ面積1,500㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、避難階である1階からその直上階のみに通ずる吹抜けについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜けとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その「ただし書き」より、「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜けについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。また、問題文は「延べ面積1,500㎡の耐火建築物」であるため、面積区画の必要はない。よって、防火区画を行う必要はない。 図	○
01063	防火区画	堅穴区画	避難階が地上1階であり、地上3階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、地上2階から地上3階に通ずる吹抜けとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「地上2階から地上3階に通ずる吹抜けとなっている部分とその他の部分」は、原則として、防火区画しなければならない。 図	○

13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200㎡のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その条文最後にあるただし書き及びその「二号」より、「共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなっている部分については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「30063」の類似問題です。) ○で×で×を抜く	×
02063	防火区画	接壁	地上5階建ての事務所のみの用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合には、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。	「令112条16項」に「防火区画に接する外壁(通称:接壁)」について載っており、「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合には、この限りでない。」とわかる。 → インポートのコツ *防火区画は、建物内の延焼防止の規定で、外壁間部から、区画を超えて、延焼防止	○
28062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡)とし、2階以上の部分を事務所とする地上5階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物は「自動車車庫」であり、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当し、「自動車車庫の部分の床面積の合計が150㎡以上」であるため法27条に該当する特殊建築物とわかる。ゆえに、「事務所部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画しなければならない。 (原則)	○
04064	防火区画	異種用途区画	1階及び2階を集会場(当該用途に供する部分の各階の客席部分の床面積の合計が1,000㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上10階建ての建築物においては、当該集会場部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」より、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建物は「集会場」であり、「別表1」より(イ)欄(一)項特建に該当するため、法27条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「集会場部分」と「事務所部分」とは、異種用途区画しなければならない。(この問題は、コード「30062」の類似問題です。)	○
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130㎡)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130㎡の自動車車庫」は、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要がない。 *問題文に「150」の描き出しがあればOK(28062も)	×
16063	防火区画	防火設備	防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあっては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。	「令112条19項」に「防火区画で用いる特定防火設備・防火設備の構造」について載っており、その「一号」に「面積区画・高層区画」の場合、「二号」に「堅穴区画、異種用途区画」の場合の防火設備の構造を規定している。その「一号二」より、「面積区画・高層区画で用いる特定防火設備は、火災により煙が発生した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:煙感)又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動閉鎖又は作動する構造(通称:熱感)のうちのどちらかであり、」とわかる(特定防火設備に要求されている構造ではない)。よって、問題文は誤り。 一号 面積区画・高層区画 : 煙感・熱感 二号 堅穴区画、異種用途 : 煙感 (特定防火設備)	×
02061	防火区画	防火設備	地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。その防火設備の構造については「令112条19項二号」に載っており、「ロ」より「避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「21081」「27064」の類似問題です。)	○

13.「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答												
03092	防火区画	防火壁	延べ面積1,500㎡、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上2階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ2.5mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。	「令113条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条19項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。(この問題は、コード「23082」の類似問題です。)	○												
04062	防火区画	界壁	共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。 <i>前提条件</i>	○												
28064	防火区画	界壁	準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は「耐火構造」とあるため誤り。(この問題は、コード「15055」の類似問題です。)	×												
30064	防火区画	防火間仕切	有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条2項」より「児童福祉施設等(令19条より有料老人ホームを含む)の用途に供する建物の当該用途に供する部分については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は正しい。(この問題は、コード「16065」「21082」「25081」の類似問題です。)	○												
17065	防火区画	小屋裏隔壁	延べ面積がそれぞれ200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。	「令114条4項」より、「延べ面積がそれぞれ200㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が4mを超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。」とわかる。問題文は正しい。 <i>1ワード(病室など3室100㎡以内等)</i>	○												
28094	防火区画	風道貫通	換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。 	「令112条21項」に「換気、暖房、冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画(令112条20項条文中に規定)」を貫通する場合、貫通する部分又はこれに近接する部分に、所定の性能を有する特定防火設備(法2条第九号の二に規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、防火設備)であって、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合、自動的に閉鎖することができるもの(一号)、かつ、閉鎖した場合遮煙性能を有するもの(二号)としなければならない。」とわかる。 <i>延焼、ダクト</i> <i>1ワード</i> <i>区画を特定防火設備で区画すべき条件は、ダクトのFDと</i> <i>区画を防火設備で区画すべき条件は、ダクトのFDと防火設備</i>	○												
16085	避難安全検証法	高層区画	延べ面積36,000㎡、地上12階建てのホテルの用途に供する耐火建築物(主要構造部を耐火構造としたもの)において、その各階が、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合、12階において、防火区画について、その床面積の合計の最大なものを500㎡とし、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、その部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ及び下地を難燃材料とした。	「令129条1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①階避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合であっても、高層区画の規定は適用除外とはならない。」とわかる。なお、「内装による緩和措置」の規定があるが、問題文には、「仕上げ・下地共に難燃材料」とあるため、内装による緩和措置も受けられないため、「11階以上の部分でその階の床面積の合計が100㎡を超える場合、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文は誤り。 <i>階 全館</i> <i>面積</i> <i>高層</i> <i>要元</i> <table><tr><td>面積</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>高層</td><td>×</td><td>9</td></tr><tr><td>要元</td><td>×</td><td>9</td></tr><tr><td>果程</td><td>×</td><td>0</td></tr></table>	面積	×	×	高層	×	9	要元	×	9	果程	×	0	×
面積	×	×															
高層	×	9															
要元	×	9															
果程	×	0															

14.「内装制限」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
17083	内装制限	特建条件	耐火建築物の3階建の映画館で、客席の床面積の合計が400㎡の場合、原則として、内装制限を受ける。 <i>受ける受けない 仕様(令128条5)は問わない</i>	「法35条の2」にある「内装制限が適用される建物条件」より、「別表1(イ)欄」に該当する特殊建築物は政令で定めるものを除き、内装制限が適用される。」とわかる。また、「令128条の4」に「内装制限の適用を除かれる特建は次に該当するもの以外のものとする。」とありややこしいのですが、ここをわかり易く解説すると「令128条の4」の「一号」、「二号」、「三号」のうちのいずれかに該当する「特建」についてのみに内装制限が適用されるということになります。問題文の建物は「映画館」であり、(イ)欄(一)項特建に該当し、また、耐火建築物であるため、「令128条の4第一号表中の(一)」より「客席の床面積が400㎡以上」の場合、内装制限を受ける。問題文は正しい。	○ <i>特建条件</i>
17082	内装制限	特建条件	耐火建築物である延べ面積500㎡、地上3階建の旅館で、当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が200㎡のものは、原則として、内装の制限を受ける。	「令128条の4第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される。問題文の建物は「旅館」であり、「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当し、また、耐火建築物であるため、「令128条の4第一号表中の(二)」より、「旅館の用途に供する3階以上の床面積の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受けるが、問題文は、「200㎡」であり、これに該当しない。また「令128条の4第2項、3項(=規模条件)」にも該当しないため、内装制限は受けない。よって問題文は誤り。	× <i>特建)ダブル規模)チェック。</i>
30074	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計が500㎡としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物である劇場において、客席の床面積の合計が400㎡以上の場合、内装制限を受ける。また「令128条の5第1項第一号」より、「居室の壁及び天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合せとしなければならない。」とわかる。 <i>2階 壁・天井。</i>	○
29071	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で、延べ面積3,000㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が1,000㎡)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・規模より、「表(3)項」に該当する。また、「令128条の5第1項」より、「居室の壁」については、室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。 <i>3階 壁</i>	○
27084	内装制限	特建内装	内装制限を受ける地上2階建ての有料老人ホームにおいて、当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「令19条」より、「有料老人ホームは、児童福祉施設等に含まれる。」とわかる。また、「児童福祉施設等」は、「令115条の3(類似特建)」、「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当し、「内装制限」を受ける場合、その制限内容は「令128条の5第1項」より、「居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「18081」の類似問題です。) <i>2階 壁・天井。</i>	○
26081	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした地上3階建てで、3階の部分の床面積が500㎡の病院において、その居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした。	「令128条の4第一号表」に該当する「特建」には内装制限が適用される。問題文の建物は「病院」であり、「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当するため、「令128条の4第一号表中の(二)」より、「病院の用途に供する3階以上の床面積の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。この場合、「令128条の5第1項第一号」より、居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることは正しい。 <i>準不燃とした) 100×12 23㎡</i>	○
01201	内装制限	特建内装	耐火建築物のホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350㎡である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。	「令115条の3(類似特建)」「別表1」より「ホテル」は、(イ)欄(二)項特建に該当し、また、耐火建築物であるため、「令128条の4第一号表中の(二)」より「ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。ゆえに、問題文の建物には内装制限が適用される。また、その制限内容は「令128条の5第1項」より、「居室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「22202」の類似問題です。) <i>廊下(腰壁カフなし)</i>	○
29073	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物で、延べ面積1,200㎡、高さ12m、地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が400㎡)において、100㎡ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・規模より、「表(2)項」に該当する。「令128条の5第1項」より、「床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床、壁及び所定の防火設備で区画されている部分の居室を除く。」とわかる。また同様に、同条第4項かっこ書きより、規模内装についても、所定の区画されている部分の居室は除かれる。よって、内装制限の適用を受けない。 <i>共同住宅 200㎡</i>	○
24072	内装制限	車庫内装	自動車修理工場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。	「令128条の4第二号」より、「自動車車庫、自動車修理工場である特建はその床面積にかかわらず内装制限が適用される。」とわかる。また、その制限内容は「令128条の5第2項」に載っており、「自動車車庫等の用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」と規定されている。 <i>準不燃材料とした。→○</i>	○

14.「内装制限」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25071	内装制限	適用除外	防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての小学校について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室内の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。	「法35条の2」,「令128条の4第2項」より、「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とあるが、 <u>かつ書き</u> より、「学校等の用途に供するものを除く。」とわかる。「 <u>学校等</u> 」については、「令126条の2第1項第二号」に載っており、問題文の小学校はこれに該当するため、火を使用しない室内の内装の制限を受けない。(この問題は、コード「24062」の類似問題です。)	○ <i>令115条の3 排火等の規定を参照、法別表1(3)項の学校グループとは別。</i>
03073	内装制限	規模内装	延べ面積600㎡、地上3階建ての図書館(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」,「令128条の4第2項」より「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とわかる。問題文の建物は延べ面積が500㎡を超えており内装制限を受ける。また、「令128条の5第4項」より、「階数が3で延べ面積が500㎡を超える建物の場合、その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「18084」「24071」「30073」の類似問題です。)	○ <i>図書館 令115条の3 法別表1(3)項は、特建条件に該当しない(令115条の3) 規模条件に該当。(「学校等」には、含まれない) 令128条の5第1項なら... 3階の天井は、準不燃... 4項なら... 3階の天井は、難燃... 20K+</i>
27082	内装制限	規模内装	延べ面積1,100㎡、地上2階建ての博物館において、2階にある展示室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」,「令128条の4第3項」より「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とわかる。その制限内容は「令128条の5第4項」に載っており、「階数が2で延べ面積が1,000㎡を超える建物の場合、その居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない。」と規定されている。	× <i>必、学校等 じゃない。 ※内装制限の対象かどうか。(2階 1,000㎡超)</i>
01072	内装制限	火器内装	延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、1階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「法35条の2」,「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。ただし、そこにカッコ書きで「 <u>主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる。</u> 」とあるため、仕上げを「不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる。	○ <i>47以22 多発</i>
23102	内装制限	火器内装	主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅で、2階における台所(火を使用する器具を設けたもの)は、内装の制限を受けない。	「法35条の2」,「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる(尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となる)。問題文の建物の主要構造部は準耐火構造であるが、「地上2階建て住宅の2階(最上階)にある台所」であるため内装制限を受けない。(この問題は、コード「16073」の類似問題です。)	○
01071	内装制限	火器内装	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。	「法35条の2」,「令128条の4第4項」より、「①.階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②.住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたもの(=内装制限を受ける調理室等)には内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となるため、問題文のように「耐火構造」とした場合、内装制限を受けない。よって正しい。(この問題は、コード「27083」の類似問題です。)	○
26082	避難安全検証法	規模内装	地上2階建てで、2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。	「令129条」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①.階避難安全検証法により確かめられたもの又は②.大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合、令128条の4第一号表に該当する特建に適用される内装制限(令128条の5第1項)の規定は適用除外となる。」とわかる。(この問題は、コード「16081」の類似問題です。)	○ <i>廊下の壁、天井は、除外 階段は、除外にならない。 (避難安全検証のイメージ) 煙が早く階段室まで逃げ切れる。 降下</i>